

総務常任委員会記録

令和元年9月13日（金）於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前11時59分

○出席委員（7名）

5番 福士文敏委員 12番 尾崎寿一委員 17番 鶴ヶ谷慶市委員
21番 三上秋雄委員 22番 佐藤哲委員 23番 越明男委員
24番 工藤光志委員

○出席理事者（15名）

総務部長	赤石 仁	人事課長	堀川 慎一
人事課総括主幹	三上 透	防災課長	高山 知己
防災課参事	石岡 悟	福祉総務課長	秋田 美織
上下水道部営業課長	熊谷 義昭	教育総務課長	中村 工
上下水道部総務課長	高橋 秀男	市立病院総務課長	堀子 義人
財務部長	須郷 雅憲	管財課長	工藤 浩
企画部長	清藤 憲衛	企画課長	澁谷 明伸
企画課長補佐	青山 洋蔵		

○出席事務局職員（2名）

局長 高橋 晋二 書記 成田 敏教

開会に先立ち、市民からの委員会傍聴の申し入れに対し、委員長において許可したところ
あります。

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案11件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、お手元に配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めて
まいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第30号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関
する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

○委員長（工藤光志委員） まず、議案第30号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第30号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。なお、法律の名称が大変長くなっておりますので、以下、一括整備法と申し上げさせていただきます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料をごらんください。

初めに、今回の条例改正の要因となりました一括整備法の概要を御説明申し上げます。

この法律は、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度につきまして、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備するものとなっております。

この改正を受けまして、本市といたしましては、九つの条例の改正が必要となったものであります。以下、条例案の概要を御説明申し上げます。

第1条から第5条まで及び第8条は、地方公務員法の改正に伴う給与関係条例の一部改正となっております。地方公務員法第16条においては欠格条項が規定されており、成年被後見人または被保佐人は、職員になったり競争試験等を受けることができないとされ、同法第28条第4項によりまして、職員が成年被後見人等に該当するに至ったときは失職するとされております。今回、一括整備法により、この成年被後見人等に係る規定が削除されることになりました。条例におきましては、期末手当、勤勉手当、退職手当の支給に関して、成年被後見人等に該当して失職した場合についての規定があったことから、これらに係る所要の改正を行うものであります。

次に、ただいま御説明いたしました条文以外について御説明いたします。第6条は、弘前市下水道条例の一部改正であります。同条例第9条では、排水設備工事業者の資格要件を定めており、成年被後見人もしくは被保佐人に該当しないことを資格要件の一つとしておりますが、一括整備法により、所要の改正を行うものであります。

次に、第7条は、弘前市消防団条例の一部改正であります。同条例第4条におきまして、成年被後見人及び被保佐人、心身が健康でない者は消防団員になることができないと欠格条項を規定しておりますが、一括整備法による地方公務員法の改正を受けまして当該規定を改めるほか、字句の整理を行うものであります。

次に、第9条は、児童福祉法の改正に伴う弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。同条例第23条第2項におきまして、家庭的保育者の資格要件について規定しており、その中に児童福祉法第34条の20第1項第4号を参照しているところがあります。この第4号が、一括整備法による改正により第3号へ繰り上がることから、所要の改正を行うものであります。

最後に、本条例の施行期日であります、一括整備法における関連法令の施行期日に合わせて令和元年12月14日からとするほか、字句の整理については公布の日、下水道条例については企業管理規程で定める日とするものであります。

以上が提案理由の説明でございます。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） まず最初に、そもそも論を少し確認したいなと最初に思ったのですが、今制度となっているいわゆる成年後見人制度、これ、弘前市でいた場合に、裁判所からの情報などもあるのかもわかりませんが、弘前市そのものとしては、この制度がスタートしてからどういう、この到達状況というか、この制度を活用した方と言ったらいいのかもわかりませんが、どういった状況かということの一つと、それから市の、この後見人制度をつかさどる市のセクション、部署はどこなのかというのを、ちょっと最初に、一つ目に確認したいと思います。

それから、質疑の二つ目に、今、部長のほうから、いわゆる一括整備法というような形で、スタートした後見人制度の欠格条項だな、早い話が欠格条項ですよ。それで、前から、これはずっと専門家の間からも指摘されてきたという経緯がどうもあるらしいのですけれども、この欠格条項というか、この欠格条項そのものを今、九つの条例に示されるように、市の職員が今回、議案の対象ですから、市の職員が対象となる九つの条例というのはわかりました。地方公務員が欠格条項の対象となっていたと。公務員以外にはどういう方々がこの欠格条項になっていたのですか。さっきちょっと、消防の話もちょっと出ましたから、消防とか病院関係とか、あるいは専門家と言われる弁護士だとか、ここら辺も入るのでしたか、どうでしたか。そこら辺、ちょっと最初に二つばかりお願いします。

○人事課長（堀川慎一） まず、この後見人制度の活用状況についてです。裁判所のほうからお聞きしているのは、約300人ぐらいいるそうです。

続いて、市のどこで担当しているかということは、福祉総務課のほうで担当してございます。

あとは一括法の関係ですけれども、市の職員の関係なのですけれども、今提出させていただきました一般の職員と教育関係の職員、単純労務職、あとは水道事業、下水道事業の職員、病院の職員、そのほかに消防団員、あとは第6条では下水道の排水設備指定工事業者、そして第9条では家庭的保育事業の保育者の要件が、欠格条項に今までは挙がっておりました。

○23番（越 明男委員） そうしますと、300人というのは、ちょっとごめんなさい、わからなかったものですから。多いと見るか少ないと見るかというのは、これちょっと解釈がちょっといろいろ、でも多いですよ、300人となると。

それで、福祉総務課のほうで市の窓口というお話がございました。ここは、裁判所との関係では、日常的な業務処理というのはどういうイメージ、あるいは流れになっているか、ひとつ説明いただければということ。

それから、もう一つ、300人の方がとおっしゃいましたけれども、この中に、そうすると今我々がこの条例九つで問題になっている職員があったのかなかったのか。ねばねえで、これでいいわけですけれども、あったとなると、これはこの方、それから今職員でない人もいる場合にはこれどうなるのですか、この名誉回復的なものというのは。ちょっと専門的かな、でも関連あるはんで、これ聞いておいたほうがいいかなと。これひとつお願いします。

○福祉総務課長（秋田美織） 市と家庭裁判所との直接の関係で申しますと、市長申し立てという手続がございまして。申し立てをする4親等内の親族がいない場合などに、市長名でこの方に

後見人等をつけてほしいという申し立てをするものです。直接的なやりとりは、それが中心になっております。そのほか、市では成年後見支援センターを設置しておりまして、これを一般行政社団法人権利擁護あおい森ねつとに委託しております。そこでは、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等と連携をとりながら、また市民の相談にも応じましてこの申し立ての支援等を行っているものでございます。

○人事課長（堀川慎一） これまでに、職員が成年被後見人であったことがあるかというこの質疑ですけれども、これまではございません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○23番（越 明男委員） では最後、職員に対する周知徹底が、一つ問題というか、行政処理としては出てくるでしょうね。それから、今のこれまで300人の方には職員の方はいなかったと。それで、先ほどもちょっとクエスチョンを浴びせたのですけれども、この、やがてなることはないだろうと、不適格ということは、いいです。では周知徹底のところの行政処理をひとつお願いします。

○人事課長（堀川慎一） 職員に対しては、この法律が改正になったことの周知のほうも行ってまいりたいと思います。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第45号 弘前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

議案第46号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第45号弘前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案並びに議案第46号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例案については関連がありますので、一括して審査に供します。

議案第45号及び第46号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第45号弘前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案及び議案第46号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例案につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

まず、議案第45号は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。次に、議案第46号は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係規定を整備するなど所要の改正をしようとするものであります。これらの議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等を新たに規

定するほか、関係する条例の規定を整備するため、条例制定及び所要の改正をしようとするものであります。

それでは、条例案の説明に先立ちまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正の内容を御説明申し上げます。お手元の配付資料、1 ページ目をごらんくださるようお願いします。

まず、(1) 目的についてですが、特別職及び臨時的任用職員の適正な任用を確保するとともに、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものであります。

次に、(2) 地方公務員法の改正についてですが、特別職の範囲を、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に、臨時的任用を、常勤職員に欠員を生じた場合に、それぞれ厳格化したものであります。また、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化したものであります。

次に、(3) 地方自治法の改正についてですが、会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定を整備したものであります。

最後に、(4) 施行期日は、令和2年4月1日であります。

続きまして、会計年度任用職員について御説明いたしますので、資料の右下の3項目めをごらんください。

(1) 会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤職員であります。次に、(2) 勤務時間に応じまして常時勤務を要する職員と同一の場合はフルタイム会計年度任用職員となり、常時勤務を要する職員に比して短い場合はパートタイム会計年度任用職員になります。次に、(3) 採用方法は競争試験または選考による客観的な能力実証により行うこととなります。次に、(4) 採用は全て条件つきとし、1 カ月勤務して職務を良好な成績で遂行した場合に正式に採用するものであります。次に、(5) 地方公務員法上の服務規定が適用されますので、服務の宣誓や信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限などが適用されることとなります。最後に、(6) 地方公務員法上の分限処分・懲戒処分が適用になるものであります。

この法改正を受けまして、当市といたしましては、弘前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定及び15の関係条例の改正が必要となったものであります。

それでは、続きまして、条例案の概略を御説明申し上げます。まず、議案第45号弘前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案の概略について御説明いたしますので、議案第45号をごらんください。

第1条では条例制定の趣旨、第2条では給与の支払いを定めるもので、第3条から第17条までは、フルタイムで任用される会計年度任用職員に関する事項を定めております。

第3条では給与の種類を、第4条では基本給を、第5条では基本給の支給方法を定めるものであります。第6条から第8条までは、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当をそれぞれ定めるものであります。第9条では基本給の減額を定めるもので、第10条から第13条までは、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当をそれぞれ定めるものであります。第14条では給与の端数計算を、第15条では1時間当たりの給与額の算出を定めるものであります。第16条では期末手当を定めるもので、1回当たりの支給率は基本給の月額1月分としたものであります。第17条では災害派遣手当を定めるものであります。

次に、第18条から第30条までは、パートタイムで任用される会計年度任用職員に関する事項を定めるものであります。

まず、第18条では基本報酬を、第19条では基本報酬の支給方法を定めるもので、第20条では

地域手当に相当する報酬を、第21条では特殊勤務手当に相当する報酬を定めるものであります。第22条では基本報酬の減額を定めるもので、第23条から第26条までは、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当に相当する報酬をそれぞれ定めるものであります。第27条では給与の端数計算を、第28条では1時間当たりの給与額の算出を定めるものであります。第29条では期末手当に相当する報酬を定めるもので、1回当たりの支給率は基本給の月額1月分としたもので、第30条では災害派遣手当に相当する報酬を定めるものであります。

第31条では休職にされた会計年度任用職員の給与を、第32条では給与からの控除を、第33条では任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与を定めるものであります。第34条ではパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を、第35条ではパートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償を定めるものであります。第36条ではその他必要事項の委任について定めるものであります。

次に、附則につきましては、施行期日を法改正に合わせまして令和2年4月1日とするほか、制度移行前の準備行為について及び制度移行に伴う現給保障について、並びに期末手当の在職期間について定めるものであります。

続きまして、議案第46号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例案の概略について御説明申し上げます。配付いたしました資料、2ページ目の、議案第46号関係資料をごらんいただきたいと思っております。

第1条では職員定数の対象外となる職員についての規定を整備するものであります。

第2条では人事行政の運営等の状況の公表の対象となる職員についての規定を整備するものであります。

第3条では介護時間の承認を受けた場合における給与額の減額について規定するもののほか、その他所要の改正を行うものであります。

第4条では育児休業をすることができない非常勤職員について規定するほか、その他所要の改正を行うものであります。

第5条では会計年度任用職員の休職期間をその任期の範囲内とする旨を規定するものであります。

第6条では会計年度任用職員に対して減給処分を行う場合に減額の対象となる額について規定するものであります。

第7条では臨時的任用職員の給与に係る規定の文言を整理するほか、その他所要の整理を行うものであります。

第8条では教育職として雇用される会計年度任用職員に係る給与の種類等のほか、勤務時間、休暇等について規定するほか、その他所要の改正を行うものであります。

第9条では単純な労務に雇用される会計年度任用職員に係る給与の種類等について規定するほか、その他所要の改正を行うものであります。

第10条では水道事業及び下水道事業に従事する会計年度任用職員に係る給与の種類等について規定するほか、その他所要の改正を行うものであります。

第11条では弘前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定に伴う文言を整理するものであります。

第12条ではパートタイム会計年度任用職員に対しては退職手当を支給しない旨を規定するものであります。

第13条では弘前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定に伴う文言を整理

するものであります。

第14条では条件つき採用に関する規定を整理するものであります。

第15条では病院事業に従事する会計年度任用職員に係る給与の種類等について規定するもののほか、その他所要の改正を行うものであります。

最後に、本条例の施行期日ではありますが、法改正に合わせまして令和2年4月1日とするものであります。ただし、その他文言の整理などにつきましては、公布の日または令和2年1月1日とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○委員長（工藤光志委員） 議案第45号及び第46号の以上2件に対し、御質疑ございませんか。

○22番（佐藤 哲委員） る説明を受けさせていただきました。この該当する職員の職種といたしますか、どういうものがあるものですか。まず、そこから伺います……全部やねばまねんだべ、一括で。かちゃましくなってるよ。

○委員長（工藤光志委員） 一括でやればかちゃましくなりますか（「かちゃましくなってる」と呼ぶ者あり）では、どうぞ。かちゃましばまね。

○人事課長（堀川慎一） 平成31年4月1日現在の臨時職員、非常勤職員の人数は、臨時職員が185人、非常勤職員が479人、合計で664人となっております。

それで、その職種ですけれども、正職員の業務を補完する一般事務職員のほかに看護師、保健師などの医療職、なかよし会の放課後児童支援員、介護支援専門員など専門的な業務に従事する人材を配置しております。

○22番（佐藤 哲委員） 今の中で私、事務の補助職員であるとか、学校関係もあると思うのですよ、話の中には入っていませんでした。それから、いろいろあると思うのです、消費生活相談員とか、いろいろあると思うのだけれども、その職種によってばらばらの賃金が払われて、例えば学校の先生あたりは高いのだろうけれども、そういう、大体、今まで捉えている数字というのはどのぐらいの数字が出ているわけですか。というのは、何でこんなことを聞くかというと、実は非正規の職員というのは極めて給与が安くて、ワーキングプアの年収200万円の水準、同じ仕事をしていながら不当に安く使われているという実態もありますので、その辺も含めて実際に今まで支払ってきた数字というのはどんなものがあるのかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○人事課総括主幹（三上 透） これまでに支払われてきましたさまざまな職種の人件費相当ですけれども、平成30年の実績によりますと14億3400万円の人件費が支払われております。それで、その中で職種別の賃金等を申しますと（「非正規のやつだよ」と呼ぶ者あり）はい、例えばですけれども、一般事務職で週30時間勤務の場合、例えば新採用だとしますと現行では月額10万5000円の報酬となっておりますけれども、制度移行後は11万1000円程度ということになる予定であります。そのほか、これまで期末手当相当額として割増報酬を7万5000円、年2回支給してきたものが、先ほど御説明があったとおり、今度は基本給1カ月相当分ということで、年2回支給されるということで、トータルで、年収ベースで約20万5000円の増額となるものであります。

それで、その他の職種につきましては、現在、組合のほうとも詰める、これから詰めていく部分もございますので、まずは一般事務職のほうで御説明した次第であります。

○22番（佐藤 哲委員） 今伺ったとおり、年収に直しても極めて低い数字だわけですよ。11万1000円になるのでしょうか、10万5000円が。これに12を掛けたって130万円、それにボーナスを

入れたって150万円。そうすると、全くワーキングプアそのものを地でいくようなあんばいになりませんか。

大体、全国の平均的な水準というのがあるでしょう。全国の平均的な水準から見ても、市は極めてかけ離れているのではないかと思うのですよ。これについては、全国の水準を捉えていますか。私が全国の水準を捉えていると言うのは、14万円からいつているようなふうに捉えているのだけれども、国のほうでこういうふうに制度を切りかえなさいよと言いながら、国のほうはこのワーキングプアといいますか、同じような仕事をしていながらやっぱり不当に、その職種でもって、資格でもって不当に扱われてはならないという旨で今回の法改正になったとは思っただけけれども、その趣旨に合致しているのかどうかというふうに考えてしまうのだけれども、どのようにお考えですか。

○人事課総括主幹（三上 透） 全国的な水準については、大変申しわけありませんが、今すぐには数字は持ち合わせておりませんが、このたびの制度改正におきまして基本給の部分につきましては、正職員の給料表を適用すると。それで正職員の給料表につきましては、人事院勧告等を反映されていまして、その内容としては、民間の事業所を調査した上で均衡をとるという基本給表になっております。そちらと同じ表を使うことになることから、私どもが設計した今回の制度につきましても全国と比べて低い水準であるとは考えてはおりません。

○22番（佐藤 哲委員） 例えば、専門職である看護師の場合、市ではどういう数字として捉えているわけですか、30時間勤務として。学校の先生だってあると思うのですよ。極めて専門的な職種の場合、どういう数字が出ているわけですか。

○人事課総括主幹（三上 透） 先ほども申したとおり、専門職、資格職につきましては組合との交渉がまだ一部残されております。ですので、ちょっとまだ金額については有しない状況でありますので御了承いただきたいと思っております。

○総務部長（赤石 仁） ただいま、佐藤委員からは、いわゆる専門的な知識を有する職種についてはどういうふうなことになるのだというお話でございまして、一般的な、一部事務補助的な非常勤職員、それから臨時職員とは待遇がやや異なっております。それはやはり、医療関係の場合、正職であれば医療職の基本給、給与表も違っておりますので、そういうふうな給料と、教育職であれば教育職というふうな形になってございまして、その辺は加味して、これから制度を詰めるに当たってはやってまいりたいというふうに思っております。

○22番（佐藤 哲委員） 数字としては持っていないということですから、これ以上は聞きませんけれども、これは単年度ごとの、1年未満の人間についてこういうふうにやろうということなのだけれども、民間であれば、例えば無期雇用というふうなこともするわけですよ。そういうことに対しての対応なんかは全く考えていないというふうに理解すればよろしいですか。

○人事課長（堀川慎一） 今回、会計年度任用職員のほうになりまして、全て任期については一会計年度の範囲で決めるということになっておりますので、1年間の中で任期を定めることとなります。ただし、現在雇用している臨時職員、非常勤職員については60歳まで雇用する独自の取り扱いをさせていただくこととしております。

○22番（佐藤 哲委員） これで終わりますけれども、極めて全国的に人手不足の状況になっておりまして、例えば先ほどの事務の補助職員について11万1000円という、期末の報酬を入れたとしても年収に直して150万円になるかならないかという数字で出てくるわけですが、この方法でもって正規の職員の手助けができるほどの人がこれから先もずっと集まっていくと理解すればよろしいのですか。この数字でも、年間150万円いくかいかないかのそういう賃金

でもって、人が十分に雇用できると思って数字を我々に示したのかどうかというのをお伺いしたいと思います。

- 人事課長（堀川慎一） 給与月額の関係です。新規に雇用する方は、先ほども言いました11万1000円です。それで、経験年数等を考慮していきますと、最高で13万9000円ほどの月額となっております。それで、現段階で人手不足の状況かということ、今現在はそういう状況ではございませんけれども、今後、その辺の推移は見ていきたいなど、それを見ながらまた給与の水準を確保していきたいなどは考えてございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）
- 5番（富士文敏委員） 今、佐藤委員のほうからは、パートタイムの部分で質疑ができましたけれども、フルタイムのいわゆる臨時職員の給与月額というのはどのくらいとなっておりますか。
- 人事課総括主幹（三上 透） フルタイムの給料の額につきましては、月額14万4100円の予定となっております。
- 5番（富士文敏委員） 14万4100円ということで、一般職の職員のいわゆる高卒ということになります。一般職のBの、仮に高校卒業してすぐ市役所に採用された場合の給与、一番最初は幾らがスタートですか。
- 人事課長（堀川慎一） 14万8600円となっております。
- 5番（富士文敏委員） フルタイムの臨時職員と高卒の一般職のBという部分ではそんなに、今4,500円くらいの差しかないわけですが、根本的に違うのが、昇任・昇格に伴っての給与が上がっていくかそうでないかという上がり幅だとは思いますが、仮にフルタイムの14万4100円からスタートして、フルタイムの職員である程度の加算が認められれば、これ最大で幾らくらいまで上がっていくのですか。
- 人事課総括主幹（三上 透） 14万4100円というのを正職員の給料表に当てはめると1の1号給という区分になりますけれども、それが1の25号給までを想定しております。額にして18万700円であります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）
- 21番（三上秋雄委員） 今説明があったわけですが、60歳まで認めるのだという話があったわけですが、今、国とか、そういう地方公務員とか、そういうのは65歳ということになっていますよね。再任用という形で退職した人が勤めているわけですが、その兼ね合いというのはどういうふうになって、60歳までというのが出たのか。そこをちょっと教えてください。
- 人事課総括主幹（三上 透） このたびの制度につきましては、60歳までということで、現在、通年で雇用されている方はそういう設定にさせていただきました。ただ、地方公務員法上は定年という概念がありません。ですので、60歳以降につきましては、公募へ応募することによって、それ以降も継続して働ける可能性というのは十分残された制度であるということで考えております。
- 21番（三上秋雄委員） 自分でもうちょっと働きたいとなったときは申し込んで、面倒を見てもらおうと。そうしたら、今のこの臨時職員とかも、60歳を過ぎても私はまだ元気だし勤めたいというときはどういうふうになりますか。
- 人事課長（堀川慎一） 会計年度任用職員については、定年制度というのがなくなりますので、応募して選考されれば何歳まででも働くことができます。
- 21番（三上秋雄委員） では、もう1回聞きますよ。会計年度のこの職員は、臨時職員ですよ。これは60歳を過ぎても、では本人が希望するのなら残ってもいいということでもいいのですよね。

○人事課長（堀川慎一） 会計年度任用職員については、正職員と同様に60歳以降の雇用を保障するものではないけれども、所定の選考を踏まえれば60歳を超えて雇用が可能となる点については、現在の雇用形態よりも改善になるものと考えております。

○21番（三上秋雄委員） 今、審査をするのだと。その審査を通れば、60歳を過ぎてもそれはいいのだという話ですけれども、公務員は希望すれば60歳を過ぎてからでも仕事をしていますよね。せつかくのこの改正の中で、やっぱり雇用という国の方針からいっても、まだまだ60歳を過ぎても仕事ができるという形の中で再任用というのが始まったと思いますので、これは職員の再任用と同じ扱いをして、今、課長、そういうふうになると言っていましたので、それはそれで安心しましたけれども。

私は、いつも思うのですけれども、再任用というのはちょっと違うのだけれども、ついでに話をしますけれども、再任用は今百何人ですよ、百二十何人とか。その中で、これずっと続けていけばうまいぐあいに回ればいいけれども、人数がふえる可能性がありますよね。私は、再任用は今のこの制度改正の職員といわゆる似たような仕事をしているなという感じ、特殊に技術を持っている人とかは別ですけれども。再任用の方というのは、その等級で給与がいつていますよね。仕事も果たして、確かにその経験を生かした中に行っているかというのは、これもまた疑問ですよ。

そういう中では、今のこの新しくできたこの一部改正の会計年度のこの人たちというのは、長年そこで勤めて、いろいろな経験を持ってやっている人というのがかなり多いわけですよ。そういうこともありますので、できるだけ、希望があった場合は再任用と同じ扱いにして仕事ができるような形をとって、そのことを早く、今条例が決まればですけれども、今現在働いている方々にお知らせするとか、みんな計画というのがありますので、そこはきちんとやってもらいたいと思います。

○人事課長（堀川慎一） 正職員とのバランスというお話がございましたけれども、正職員の再任用制度は、希望すれば無条件で採用されるということではなくて、所定の選考を経て採用される制度となっております。実際、選考の結果、採用されなかった人もこれまでにございます。

○21番（三上秋雄委員） それはどのぐらいあったのですか。そのくらい厳しくやっていますか。

○総務部長（赤石 仁） いわゆる60歳を過ぎ、再任用制度ということで、年金までのつなぎ雇用というような制度がございます。そのような中では、今、課長が申しましたとおり、エスカレーター的に希望すればかなうというものではございません。勤務評価をしまして、かなわない者が若干名いたというふうなことです。

○21番（三上秋雄委員） 最後に。それは、そういうことはあつて当然だと思いますので、これはお互いに、職員の再任用もやっぱり、これもしっかりと、きちんとした勤務というか、そういうのを当然、真面目にやっている方はやっぱり残して、60歳を過ぎても働けるようなあれをつくってもらえるということですので、ひとつよろしくお願いします。

○委員長（工藤光志委員） 意見ですね。

○23番（越 明男委員） 何点か伺いたします。

本会議場での部長答弁などで、少し気になっていたのが一つあるのですけれども、他の自治体の状況や他の自治体の進捗状況なども加味した上で今条例の提案になったと、ざくつと言わせてもらえば、それで二つの条例提案になったと。特に45号のほうですか、45号のほうの給与及び費用弁償等々については、そこら辺、相当参考にしたのかなというふうには推察しているのですけれども、ただ一方で、全国の自治体が関係条例と給与改定・費用弁償の改定を議会に

提案しているのは、圧倒的とは、私も直近つかんでいませんから、ほとんど——ほとんどというか、6月でやったところもあるらしいし、9月がほとんどでねえがという話もちょっとあるのですよ。仮に、今私がしゃべった、何割かはちょっと別問題にして、9月が圧倒的に多いとなると、我がほうとしては他の自治体の調査研究、他の自治体の例などというのはどこを勉強したんだべがなど、どこを参考にしたんだべがと思うのですよ。それで、国会の議論の中でもこれ出てきているのですけれども、国としては、法律はつくったのだけれども、どうするのだったかというのも含めて、今地方に振ったと。それで、地方がいろいろそれを吟味して、いや困ったという話から、いやいやどこに落ちつけるかという研究やら、とにかくてんやわんやという状況だということだと思うのですね。おらほうは、私の推察では、9月議会というのは、おらほうとしては早いほうだんだべがなど、こんな感じがするのさ。12月でもという気がするものだから、ここのところを一つ伺っておきます。

次に、二つ目、佐藤委員が議案第46号との関係で、664人の職種的な部分をちょっとお願いしました。私はいただいた資料の1条から15条まで、こんなに実はあるとは思わなかったのですが、これは15条に基づく今現在の、直近のいわゆる非正規職員と言われる人数を示していただけませんか。1条は何人、2条は何人、これ人事のほうでつかんでいませんか。つかんでいなければ、関係の部署が来ていると思われる部分がありますので、ちょっと664人の職場的内訳というのですか、これひとつお願いします。

それから、3番目、三つ目。いただいたこの資料の、課長いいですか、いただいた資料の先ほど部長が説明した2番目のところ、ごわがねな、私。どうもわがね。法改正に伴う制度移行のイメージ、特別職非常勤職員がそのまま特別職非常勤として移ると、こうあるでしょう。そして臨時的任用職員も「改正後の」という言葉はついているのだけれども、改正後もこれまた臨時的任用職員としてスライドすると。真ん中に会計年度任用職員とあるのさ。この会計年度職員は、今現在の特別職非常勤から一部スライドしますと。臨時的任用職員からも一部スライドしますと。これがわがね。これ何の意味かわがね。これは恐らく、ちょっと説明もお願いしたいのですけれども、特別職非常勤職員とは何か、臨時的任用職員とは何かと、ここから恐らく出発しているのしょうから、ここちょっと説明、担当課の、人事のほうから説明していただけませんか。

それから、3番目の、会計年度任用職員とはの、(5)と(6)。これも今度の法改正の一つの狙いだと言われているわけですね。身分的には非正規のままなのだけれども、服務規定だとか分限処分だとか、懲戒処分だとか、これはなかなか、しかし反発する箇所なのですから、46号の条例改定を見ると、(5)と(6)がどのように適用になるのか、私の見た範囲の中では出てこないのさ。これは地公法ではそういうふうになったというのは、私はわかるのだけれども、うちの今改定しようとする条例の中には(5)服務規定、(6)分限処分・懲戒処分はどのように反映されていますか。反映されているのだとすれば、これ今後どういう扱いになっていくのですか。ちょっとそこを。

最後、最後にもう一つ。佐藤委員のほうで、給与だとか昇給だとかという基本的な非正規雇用の身分というか、生活にかかわるお話をいただきました。これちょっと私、ちょっと確認的にもう1回伺うのですけれども、先ほど来のお話を聞くと、例えば10万500円の方が11万1100円となると。これは何ぼ昇給になるのですか。

それから、ちょっと部長の答弁、きょうやろうと思ったものだから、本会議場で、1年間の勤務で1号給加算するとかと言いましたっけ。これは何ぼぐらいだもんだが。この1号を、労

組のほうは4号を求めたという答弁だったでしょう。これ1号が低くば2でも3でも4でも認めるべきだなんて気持ちもないわけでないですか。そこら辺のちょっと制度的なところを、佐藤委員とのちょっと関連で、そのあたりをちょっと。

○人事課長（堀川慎一） まず、1点目は、他市の状況をどういうところを調査したのかという話ですけれども、県内10市、あとは類似団体とかにお聞きしております。県内10市につきましては、まだ決まったものではございません。委員おっしゃるとおり、9月議会のほうに、ほぼ提出する見込みだと思っております、その辺は事務レベルでの聞き取り、情報共有をしながら制度を組み立てていったものでございます。

2点目が、臨時職員・非常勤職員の内訳でございます。人事課所管の部分が、トータルが全部で664人、そのうち人事課所管が404人、教育委員会所管が163人、市立病院所管が88人、水道部所管が9人となっております。

続いて、資料の2番目の、法改正に伴う制度移行のイメージ、2番のところでございます。済みません、ここで一つ訂正させていただきたいのですが、上に移行前、左に移行前、それで右のところも移行前になっているところが、これ移行後です。申しわけありません。それで、このイメージなのですが、現在、特別職非常勤職員、臨時的任用職員がございまして、それで、この特別職非常勤職員の任用の厳格化ということですので、ここが、特別職の範囲を専門的な知識・経験に基づく助言・調査等を行うものに厳格化するというところで、市でいいますと、統計調査員がこれに当たります。次の、下の臨時的任用、改正後の臨時的任用職員のところですが、ここは常勤職員に欠員が生じた場合のみということで、例えば災害等によりまして緊急の人手を要するといった場合に、この臨時的任用職員となります。現在では、今該当する者はいないです。なので、統計調査員以外はほぼこの会計年度任用職員に入ることになります。

続いて、9月議会のほうに提出させていただきましたが、12月議会での提案では遅いのかということですが、条例案につきまして議決が得られますと、対象の職員に説明会を開催する予定であります。そして、来年度以降の雇用継続について、本人へ意向調査を行う予定としております。また、制度開始時に欠員が見込まれる職種については、それから募集選考を行う必要がありますことから、今回、9月議会に提出させていただいたものです。

○総務部長（赤石 仁） 越委員からの、1年間に1号ということのお話でございますけれども、1号給、その給与表で号給を示してございますけれども、幅がございまして、私が申し上げましたのは、1号給当たり900円ぐらいというふうに答弁してございます。号給が上がってきますとその幅がやや広がって、1号上がれば1,200円上がるとか、そういうところもございまして、今、1の1で申しますと約900円ということでございます。それで、4号給ということになりますと、単純に4を掛けて3,600円相当というふうに上がるというふうになってございます。

○人事課長（堀川慎一） 服務規定、分限処分・懲戒処分の適用ということで、今までの取り扱いといたしましては、これまで非常勤職員、臨時的職員というのは特別職としてこれまでやってきたのですが、それが厳格化されて一般職となります。一般職となりますので、地方公務員法上、こういった部分が適用になるというものです。

○23番（越 明男委員） ちょっと答弁漏れ的な部分があるのかもわからないとちょっと思ったもので、二つほど。

今、人事課長が最後におっしゃったのは、私がしゃべったのは改正条例を見たら服務規定がどうだとか、分限処分・懲戒処分云々というのが表現上は出ていないのですかと私は聞いたの

です。出ているとすればどこですか。今、課長の答弁は地公法の法律改正に伴って自動的にそうなるのだという説明だったのでしょうか。そういう意味ですか。そこは一つ確認します。

それから給与及び昇給のところで、もう一つだけちょっと確認したいのですけれども。先ほど来、ちょっと佐藤委員の、私も引用した10万500円の方が11万何ぼだかになるのだというのはちょっといいのですけれども、これは、勤続年数的には何年の方を言っているのですか。それで、非正規の方では5年、10年、15年以上もあるのかもわかりませんが、例えば5年ぐらいの方々は今現在何ぼが何ぼ、10年ぐらいの勤続の人はこのまま会計年度職員として採用されたとすると、この改正後の形では何ぼと。5年、10年の単位のところでちょっと追加してもらえませんか。

○人事課長（堀川慎一） まず、1点目が、服務規定、分限処分・懲戒処分の適用のところですが、地方公務員法上の一般職に当たりますので、地方公務員法で適用される部分でございいます。（「条例では出てこないということか」と呼ぶ者あり）一般職ですので準用される部分でございいます。

続いて、経験年数による給与の年額でございすけれども、5年勤務してきた場合、年額で約157万3000円です。今と比較しますと約22万1000円増額となっております。10年でいきますと、年額でいきますと158万6000円、現在と比べますと約22万2000円増です。20年勤務ですと年額で159万8000円、現在に比べますと約26万円年収が増となります。

○総務部長（赤石 仁） 委員長、済みません。ちょっと今、課長が申し上げましたけれども、20年目の方、今回、この改正に伴いまして、年額報酬では164万6400円ということで20年の方は26万円ほど現行よりもアップになるというふうなもので、ちなみに30年目の方は168万7588円ということで、現行と比べますと30万1588円アップになるというふうなことでございいます。

○23番（越 明男委員） では、私のほうはもう最後のつもりできょうは準備していましたので、意見要望的な、意見ということで最初に申し上げます。

この改正は、やっぱり職場のあらゆる部署で、改めて非正規問題の難しさと同時に非正規問題をやっぱり解決していかなければならないなという、世論形成の意味でのいいスタートにしていかなければならないのではないのかなという、実直、そんな気がします。その上に立って、ひとつ非正規の方々の、私は本会議場で底上げという——底上げという言葉が適切だったかどうかというのは自分も反省しているのですけれども、ひとつ待遇改善のために、市長を初めとして鋭意ひとつ努力をしていただきたいということが一つ。

それから、二つ目に、財政措置の問題ですよね。これは、人件費の増あるいは人件費の、とりわけこの間の行革による人件費の減というのは、これはもう大変な問題であったのですよ。やっぱりここはもう完全に歯どめをかけて、やっぱり人件費の増、人材確保、そしてそのことが及ぼす地域経済の、消費に対する地域経済の、公務員としての責務などということを考えたらやっぱり、あらゆる事業の見直しもやりながら無駄だと思われるところを削りながらやっぱり、財政措置をやっぱり一生懸命になって改善して、人件費の増、待遇改善のほうにひとつ向けてほしいなと。これが二つ目。

最後、やっぱり労組との対応の問題ですよね。私はくどくどと、この間の議会の推移の中での今日の条例提案のやり方というのは決して好ましいものでないということでは批判も加えてきましたけれども、ひとつ労組との溝を埋める、あるいは労組の皆さん方の今出された給与・昇給の実態などもひとつ踏まえて、佐藤委員の言葉をかりるとまさしくワーキングプアですね、公務労働者の。これがもう現実のものとなっているものですから、ひとつ労組の皆さんと胸襟

を開いて対応に当たっていただきたいなということをお願いして終わります。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） 確認を、聞き違いがあればだめなので。さっき、平成30年度は4億円ぐらいの支払いがあったというふうに聞いたのですが……。

○委員長（工藤光志委員） 14億円だ、14億円。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員）（続） それで、この制度改革によってどれぐらいの金額になるか、おおよそで。

○人事課長（堀川慎一） 現在の、現行で人件費の総額が14億3200万円となっております。それで、今回の影響額ですが、1億8100万円ほど年額で増額になる予定でございます。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） この資料の、3の、会計年度任用職員のところの、(3)採用方法は競争試験または選考による客観的な能力実証、この客観的な能力実証というのをもうちょっと具体的に説明していただけますか。

○人事課長（堀川慎一） これまでも、面接というか面接試験ですね、面接して選考してございました。これは引き続きやっていきたいなということでございます。

○委員長（工藤光志委員） (4)も説明したほうがいいですよ、(4)も。(「いいです」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

議案第45号及び第46号の以上2件に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

まず、議案第45号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第46号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入れかえ〕

議案第36号 不動産の処分について(旧修斉小学校)

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第36号不動産の処分についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（須郷雅憲） 議案第36号不動産の処分について御説明いたします。

提案理由であります。旧修斉小学校の土地及び建物の売り払いについて、弘前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お手元の資料をごらんください。今回、売り払いを行う財産は、旧修斉小学校の土地及び建物であり、その内容は次のとおりであります。

まず、土地についてですが、所在地は十面沢字赤坂1番1外4筆、総地積は3万2030.74平方メートルであります。内訳といたしましては、十面沢字赤坂1番1、2万7482.56平方メートル、十面沢字赤坂1番2、1,930.71平方メートル、十面沢字赤坂1番9、70.56平方メートル、十面沢字赤坂19番1、163.91平方メートル、十面沢字赤坂20番、2,383平方メートル、計5筆で売り払い価格は1957万2854円であります。

次に、建物についてですが、所在地は十面沢字赤坂1番1で、総床面積は2,394.26平方メートルであります。内訳といたしましては、校舎931.19平方メートル、校舎727.35平方メートル、体育館708平方メートル、機械室9.72平方メートル、更衣室18平方メートルであり、売り払い価格は537万7477円、うち消費税及び地方消費税額39万8331円であります。

次に、売り払いの相手方であります。相手方は、弘前市大字末広一丁目2番地1、弘果弘前中央青果株式会社であります。こちらは、令和元年8月1日に実施した一般競争入札における落札者であります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○12番（尾崎寿一委員） 土地建物の、いわゆるその価格の根拠というのを伺います。

○管財課長（工藤 浩） 価格の根拠ですけれども、不動産鑑定評価の評価額を用いております。

○12番（尾崎寿一委員） それぞれの利用目的等々は何か伺っていますでしょうか。

○管財課長（工藤 浩） 今回落札いたしました弘果のほうでは、りんごの集荷場で利用したいということで伺っております。

○12番（尾崎寿一委員） 土地は恐らく集荷場というふうな形だと思いますけれども、建物の関係はどういうふうなことを伺って、何か伺っていましたでしょうか。

○管財課長（工藤 浩） 建物の利用については、特に伺っておりませんでした。

○21番（三上秋雄委員） 今、落札ということで、何者ぐらい、何件で落札というのはあったのか。

○管財課長（工藤 浩） 今回、入札に参加したところは1者のみということになります。

○21番（三上秋雄委員） 落札ということになるので、最低価格とか、さっき不動産鑑定評価であつただけけれども、漠然としているでばな。そうでなくて、大体ここはどのくらいのあれで決まって、恐らく出ていると思うのだ、落札というのだから。最低価格とかがあつたのでねべがなど。そこをちょっと。

○管財課長（工藤 浩） 入札に当たりましては、最低売却価格というのをあらかじめ示して、それ以上の金額で入札していただくということで入札を実施しております。

○21番（三上秋雄委員） せば、最低を何ぼでやったのですか。

○管財課長（工藤 浩） 金額が、土地・建物を含めまして、これは建物の金額が税抜きということで提示しておりますけれども、2120万円となっております。

○21番（三上秋雄委員） 今、聞き間違えかな。予定価格より高く落としたのだという話をした

けれども、市の最低価格が二千何百万円、評価額二千何百万円ってば最低価格になるのではないか。ちょっとそこ、ちょっと私の聞き間違えかな。

最低価格は、市でどのぐらいで出したのですかと。それで、最低価格で落としたのではないのだと。そういう話をしていましたよね。高く落としてもらったのだと言うけれども、評価額が二千何百万円かだと。最低価格は、せば何ぼであったのか。市で出した最低価格は。

○管財課長（工藤 浩） 先ほど申しあげました2120万円となります。それ以上の金額で入札に参加していただくということになっております。ですので、落札者はその金額を必ず上回っての落札ということになります。

○委員長（工藤光志委員） ちゃんと説明して。課長、最低制限価格が幾らで落札額が何ぼってしゃべねば。もう1回。

○管財課長（工藤 浩） 最低売却価格、済みません、税込みの金額で御説明いたします。最低売却価格でお示ししたのが2154万4000円です。落札額が2455万2000円となっております……失礼しました、税込みで2495万331円でございます。

○21番（三上秋雄委員） もうちょっとちゃんと説明してよ、わかりやすいように。ただ、気になるのが、価格的に全部入ってだと思ふ、建物も入ってだと思ふのだけれども、普通はあのぐらい古くなれば、解体料を逆につけねばまねた感じであったと思ふのだけれども。建物も四百何百万円とかって見てもらったのだという話だけれども。

評価額的には、あそこら辺の土地というのは鑑定士に出してどのぐらいか。そこだけお聞きしたいと思ひます。

○管財課長（工藤 浩） 先ほども申しあげましたけれども、今回の最低売却価格の2154万4000円が不動産のほうに鑑定していただいた価格になります。

○21番（三上秋雄委員） 二千何百万円だと思ふけれども、我々、坪単価で聞きたい。1坪何ぼぐらいというのは、大体、評価価格というのは、坪とかなんとかって出てくると思ふはんでさ。どのぐらいになったのかなという、そこを聞きたい。それで終わります。

平米当たり何ぼとあってあるから、評価額を出すのに……委員長、次に進めて結構です。時間もありますので。

○委員長（工藤光志委員） 委員長より申し上げます。

後ほど、会議が終わってからでもいいですので、その鑑定された根拠のわかる資料を御提示願ひたいと思ひます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○23番（越 明男委員） 何点か。今回、この売り払いが今ここに、提案理由に示されているように、取得及び処分に関する条例に基づいて議会にかかったと。この取得及び処分に関する条例のそもそも論をちょっと確認したいのですけれども、たしか土地は何ぼだとか、建物は何ぼだとかという、そこまでは3条に基づいて何とかとそんなルールがあったのではなかったかと。ここはどうでしたか、一つ。

それから次に、一般論と言ったらいいのかもしれませんが、公の財産、市のキープしている財産を売り払う場合には、買うときもそうなのでしょうけれども、売り払う場合には、行政としての基本的な売買成立するまでのルールがありますよね、手続上の。それがなかったら困るでしょう。これは当然ありますよね。土地建物を含むのか、土地建物が別々なのか、この公の財産を売買するときに守らなければならない行政としてのルールと、この間の経過のところをもう少し、今のところと加味しながらひとつ御答弁願ひたいと。

それから、今の部分と関連して、行政財産と普通財産とかという概念がありましたね、たし

か。私の知る範囲では、行政財産というのはいわゆる現在いろいろと機能を持って動いている
というか、活動している財産でよかったのでしょうか。普通財産はそれ以外の、ちょっと頭が
あって、私が住んでいる学区のところ、旧一大小学校の学校跡地なんていうのは普通財産とい
う考え方でいいのでしょうか、どうでしたか。この行政財産と普通財産に基づいて今回のこの売
り払いの場合は、当然のことながらこれ行政財産扱いということで売りさばきをすることが可
能だということになるかと思えます。その点、二つ目。

3点目、公有財産を契約して売りました、契約が成立しました。禁止条項として、契約書を見
ていないので、ちょっと契約の中身に入りますけれども、何年の間は新たに取得した会社な
ら会社は売りさばいてはだめだとかという禁止条項はありましたか、契約の中で。それござい
ましたら、ちょっと示していただければと。3点。

○管財課長（工藤 浩） まず、条例の関係でございますけれども、弘前市議会の議決に付すべ
き契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条でございますけれども、財産の取得また
は処分は予定価格2000万円以上の不動産もしくは動産の買い入れもしくは売り払いというこ
とになっていますが、土地についてはその面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るとい
うことで、どちらにも該当するものでございます。

2点目、手続ということでございますけれども、今回、売り払いに当たりましては、まず市
のほうで利活用ができないかということを検討したのですが、市としての利活用ということに
は至りませんで、民間への売却、貸し付け等を検討するという中で今回売り払いということに
なったものでございます。一般競争入札ということで、今回の場合ですと、今年の7月8日に
告示をいたしまして、8月1日に入札を実施してございます。

行政財産・普通財産の区分ということでございますけれども、例えばこういった庁舎などは
行政財産と、あとは文化施設、体育施設等も行政財産ということになりまして、行政目的で使
われていない財産というのが普通財産ということになっております。今回の旧修斉小学校につ
きましては、売り払いをする際には普通財産ということでの売り払いということになっており
ます。

あとは契約書の禁止条項ということでございますけれども、主なものといたしましては、公
序良俗に反する利用の禁止、あるいは風俗営業等の禁止ということで、本契約の締結の日から
10年間はほかの方に売ってはいけないという条項がございます。（「はい、よろしいです」と呼
ぶ者あり）

○22番（佐藤 哲委員） ざっとお伺いをいたします。私から何点か。

この敷地の地図を見ますと、山林もついているわけですね。それについては、どのぐらい
の価値があったものなのかということをお伺いをしたいと。

それから、今、越委員の質疑の中にもありましたけれども、ファシリティマネジメントという
観点から物を考えれば、学校の統廃合というのは、今まだ小友小学校とかあの辺も統廃合が図
られているわけですが、敷地建物の処分というのは、重大な関心事になるわけでありま
して、しかもできるだけ将来的なものを考えれば、自分の手から、役所の手から放してしまっ
たほうがよっぽど先々いいのではないかと思うのですけれども、今回のこの跡地の場合は、私
は、画期的なものがあると思うのです。

一つには、極めて弘前中央青果から距離の離れた地区に集荷場を目的として利用したいと。
ですから、こういうその地域の人たち、産業に役に立つものというのは、私は今回のこれはや
っぱり画期的だと評価してもいいと思うのです。

ですから、この敷地にどのぐらいの量が、りんごの量が年間集められると予想しているものかということもお伺いをしたいと思います。

○管財課長（工藤 浩） 先ほど、その山林の評価の金額ということでしたけれども、今回の不動産鑑定に当たりましては、個別の金額ということでは出されておらず、あくまでも土地全体でこのぐらいの金額ですということの評価となっております。

もう1点。今回、弘果で購入することとなった土地のりんごの集荷の量ということでございますけれども、それにつきましては、大変申しわけありませんが、こちらのほうでは把握してございません。

○22番（佐藤 哲委員） 管財のほうで、まだ裏山の山林というのを確認していないのですか。どれぐらいの木がついているのかというのを確認さねんでやったのか。こった木がついているのだがさ、それもわからないのか。（「わがらねんだらわがらねってせばいいきゃ」と呼ぶ者あり） いやいやいやいや。

それから、十面沢のあの辺というのは、極めて優良なりんごの産地になっているわけだよ。ですから、そこのりんごがやっぱり市場に出るというのは極めて重要な産業上の問題があるので、そのぐらいは調べてくればいいではないですか。そういうことを申し上げて終わります。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入れかえ〕

議案第38号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（黒石市）

議案第39号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（平川市）

議案第40号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（藤崎町）

議案第41号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（板柳町）

議案第42号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大鰐町）

議案第43号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（田舎館村）

議案第44号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（西目屋村）

○委員長（工藤光志委員） 最後に、議案第38号から第44号までの以上7件の定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第38号から第44号までの以上7件に対する理事者の趣旨説明を求めます。企画部長。

○企画部長（清藤憲衛） それでは、議案第38号から第44号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、当市と黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村との間において締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定に、新たに連携施策を追加するため、同協定の一部を変更する協定の締結について、弘前市議会の議決すべき事件を定める条例本則第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提出議案は、当市と1対1で協定を締結する7市町村との変更協定書であり、議案第38号は黒石市、議案第39号は平川市、議案第40号は藤崎町、議案第41号は板柳町、議案第42号は大鰐町、議案第43号は田舎館村、議案第44号は西目屋村との間のそれぞれの変更協定書となっております。条文中、弘前市を甲とし、7市町村をそれぞれ乙として記載しております。

今回の変更項目をお示しするため、参考資料として、協定書の項目のみを記載した一覧表を配付しておりますので、A3版の参考資料をごらんください。資料は、朱書き部分が変更箇所となります。

今回の変更は、連携する政策分野、取り組みの内容及び役割分担について規定している第3条中、第1号の生活機能の強化に係る政策分野の、イ、福祉の項目に、(イ)成年後見制度の広域対応を加えるとともに、同条中、第2号結びつきやネットワーク強化に係る政策分野の、イ、地域内外の住民との交流・移住促進の項目に、(イ)移住・定住の促進を加えるものでございます。

それでは、変更協定書の内容について御説明いたしますが、議案第38号から第44号まで内容は同じでありますので、議案第38号、黒石市との変更協定書により御説明申し上げます。議案第38号の2ページ目をごらんください。

この議案は、弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書でありますので、まず、冒頭で、平成23年10月12日に締結した現行協定について、その一部を変更するため、協定を締結する旨を記載しております。

そして、以下に、新たに追加する取り組み項目として、まずは、第3条第1号中、イに、(イ)成年後見制度の広域対応を記載しております。aの取組の内容は、圏域における成年後見制度を含めた権利擁護の支援に関する業務を広域的に行うことにより、住民サービスの向上を図るというものであります。bの役割分担は、(a)甲の役割、すなわち当市の役割ですが、圏域の権利擁護の支援に関する業務を行うため、弘前圏域権利擁護支援センターを拠点に権利擁護に関する取り組みを中心的に行うとともに、必要な経費を負担するものであります。また、(b)乙の役割、すなわち周辺市町村の役割は、当市と連携して権利擁護に関する取り組みを行うとともに、必要な経費を負担するものであります。

次に、第3条第2号中、イに、(イ)移住・定住の促進を記載しております。aの取組の内容は、圏域への移住・定住を促進するため、圏域の魅力や生活に関する情報の提供・発信に取り組むとともに、移住・定住促進に向けた環境整備を行うというものであります。bの役割分担は、(a)甲の役割ですが、圏域への移住・定住を促進するための取り組みを行うとともに、必要な経費を負担するものであります。また、(b)乙の役割は、当市と連携して圏域への移住・定住を促進するための取り組みを行うとともに、必要な経費を負担するものであります。

以上、御説明申し上げますが、議案第39号から第44号まで同じ内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（工藤光志委員） 議案第38号から第44号までの以上7件に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） これまでも随分やってきましたね、定住自立圏。前葛西市長のときからのスタートで。これは、ずっと質疑にも参加してきましたし、やっぱり自治体本来の原則からいっても、やっぱり批判的に受けとらざるを得ないということで対応してまいりました。きょうもそのところを少し前提にしながら、幾つか。

まず最初、成年後見人制度の部分と移住・定住と分けたいなと思ったものですから、最初に成年後見人制度のところに絞って、何点か伺いたします。早い話が、何で今その成年後見人の部分が広域対応という表現でこの議会に提案としてなってきたのかと、その意義ですね。その意義について伺っておきたいと思います。

それで、あわせてわからないのは、前段の議論の中で、我がほうはこの間、何ほありましたかと言ったら300人ほどありますと、弘前市だけでも。今度は欠格条項がなくなったものですから、相当また進むのかも、促進されるのかもわかりませんが。他の市町村、各市町村ごとでなくてもいいのですけれども、もし——もしという言い方は失礼ですね、つかんでいるかと思えますけれども、我がほうを除く、我がほうは300人というのはわかりましたけれども、他市町村ではこの成年後見人制度はどの程度、どんな状況なのかというあたりをひとつお示し願えませんでしょうか。

それから、最後に、うちのほうの市のこれは窓口、先ほどの前段の案件の議論の中で福祉総務課という説明がございました。他の市町村はどうですか。この成年後見人制度のほうは、市町村によってはちょっといろいろと違いがあるのかなと思うのですが、他の市町村の窓口となる課、これちょっとお示しをしていただきたいと。まず一つ、1回目、そこをお願いします。

○福祉総務課長（秋田美織） まず、広域化の意義でございますが、成年後見制度は判断力が不十分になった方を法律的に支援する制度でございます。認知症高齢者の増加や知的障がい者・精神障がい者の親亡き後など、この制度の利用に係るニーズは今後さらに高まることが想定されております。

成年後見制度の支援に係る取り組みにつきましては、当市では単独で、平成25年に弘前市成年後見支援センターを開設しておりますが、平成28年施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律及び平成29年に閣議決定されました国の成年後見制度利用促進基本計画に基づくさらなる体制整備が求められているところでございます。

しかしながら、周辺市町村におきましては、こういった体制整備が非常に難しい状況にございます。こうしたことを受けまして、平成29年度に、県の主導により市民後見人の広域養成に向けた検討会というものが開催されました。この検討会を契機としまして、成年後見制度の広域化に向けた機運が高まったことから、平成30年度より圏域8市町村による協議を重ねてきたものでございます。

これにより、圏域で体制が整うことで、主な効果が三つ挙げられると思います。一つ目は、構成市町村の一つの団体が単独でセンターなりを設置するよりも経費の負担が軽減され、また専門の相談員が確保されることとなります。二つ目は、市民後見人養成研修を実施し、市町村の枠を超えて活動することにより、市民後見人の候補者が圏域において十分に確保されることとなります。三つ目は、権利擁護支援センターを設置し、それを支える会議を開催することで家庭裁判所及び関係機関との効率的・効果的な連携が図られることとなります。こういった効

果が認められることから広域化の意義があるものと考えております。

2点目、圏域の他市町村における成年後見制度利用者の方でございまして、およそ100人余りと伺っております。

3点目、各市町村の窓口でございまして、当市のほか、黒石市、平川市におきましては関係する課というのが、例えば高齢福祉を所管する課であったり、生涯福祉を所管する課であったりと複数化にわたっておりますが、この広域化の協議に関しましては、次のように代表課というものを決めております。当市では福祉総務課が担当しておりますが、黒石市においては福祉総務課、平川市では高齢介護課、藤崎町では福祉課、大鰐町では保健福祉課、板柳町では介護福祉課、西目屋村では住民課、田舎館村では厚生課が代表課となっております。

○23番（越 明男委員） 移住・定住の促進の分野で少し伺います。

移住・定住の促進、広域的と言っても、各市町村のホームページを見たら、地方創生のかげ声があるものですから、みんなやっているわけだ、どこの市町村も、県単位も含めて。そうすると、各市町村でそれぞれ自治的に、また自覚を持っていろいろな団体と協議しながら、移住・定住の促進というスローガンもなかなか、本当にどこまで促進なのかという概念も難しいところがあるのですけれども。そういう状況が、私はあると思っているのだけれども。

それで、なぜ、そうすると今、定住自立圏の協定書の中に、この移住・定住の促進という概念が要綱に入ってくるのか。これ一つ、基本的にこれ伺っておきます。したがって、今ちょっと話をしたように、対応する関連の市町村では、移住・定住の今現在の取り組み、これどうなっているかということになると思うのです。そこをお願いしたいと、お聞きします。

私は、津軽広域連合議会の所属議員なのですが、津軽広域連合でこちら辺は全部束ねたほうがむしろすっきりしていいのではないかという声も議会のほうから少しは聞く話だし、関連の市町村に我々の同僚議員もいますから、どうかと聞くと、無理してあれもこれも定住自立の協定書にというよりも、広域連合あたりでまとめてやったほうがなどという声もあるということは今お話ししておきますので。それで、先ほどの成年後見人の部分とちょっと絡めて、他の市町村の状況はどうですか。

どうですかということとあわせて、そこの関係で、各市町村のこの移住・定住に関する窓口、先ほどの成年後見人と同じように窓口、これ関係の市町村ではどうなっていますか。そこから辺、説明下さい。

○企画課長（澁谷明伸） まず、一つ目の、今回、移住・定住を広域的に取り組んでいくことになった、ほかの市町村の状況も踏まえてどういうことかということでございます。

確かに、各市町村によって取り組みがございまして、濃淡はございますが、何らかの形で移住・定住の対策に取り組んでいるところでございまして、やっぱり今、人口減少がどんどん進んでいく中で、それぞれこの共通の津軽地域の中で、それぞれが移住・定住の取り組みを進めていくより、ここが一緒になって連携してこの生活圏を共通にする地域がまとまって移住・定住の取り組みを進めたほうが効果が高いのではないかという考えのもとに、県が主導になって一緒になってやらないかというのは、28年度ぐらいから検討を進めてまいりました。

それで、28年度、29年度とそういう検討を進め、平成30年度に初めて圏域市町村、8市町村が合同で、東京のほうで移住セミナーというものを開催いたしました。その中には、初めて移住セミナーを開催したという市町村もございまして、やっぱり、先ほど濃淡はあると言いましたが、全くこれまでそういう首都圏のほうに行って移住セミナーを実施したことのない市町村もあるということもあって、やっぱりその中で広域の津軽地域の市町村が連携してやることに

よって、今までできなかった、開催できなかった自治体も開催していけるようになるという部分で、今回、県の動きが先行しましたが、この圏域で一緒になって移住・定住に取り組んでいくというのが、まず今回の定住自立圏に掲げたことのスタートでございます。

それで、他の市町村の現在の取り組みという部分ですが、市町村によってホームページを開設しているところもあれば、弘前市のようにお試し住宅とかを持っているところもございますが、正直申し上げて、各市町村によってばらつきがあります。ホームページがあるところも、移住に特化したホームページだけでいけば弘前市だけでございまして、そういう部分で弘前市としてこの圏域市町村の情報を発信してまいりたいと思っております。

最後に、窓口でございますが、こちらの弘前市は企画課でございますが、黒石市も企画課、平川市は企画財政課、藤崎町が経営戦略課、板柳町が企画財政課、大鰐町が企画観光課、田舎館村も企画観光課です、西目屋村が政策推進室でございます。

○23番（越 明男委員） 最後、1点。全体的な、国との関係の財政措置の状況もちょっと最後に伺っておきます。

私の記憶では、前の議論のときの数字で申し上げますと、27年が1億650万円だな、28年度が1億595万円だかという、ちょっと説明いただいたのですが、その後どうなっていますか。29年度、30年度ぐらいまではわかりますか。

○企画課長補佐（青山洋蔵） 平成29年度、30年度の2カ年を御説明します。平成29年度、特別交付税の額が1億650万円、平成30年度が同じく1億650万円になっています……委員長、済みません、訂正させてください。申しわけございません。平成30年度は1億650万円ですが、平成29年度は1億605万円でございます。失礼しました。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第38号から第44号までの以上7件に対し、御意見ございませんか。

○23番（越 明男委員） 反対の態度を今回も表明させていただきます。

理由の1、まだまだちょっと深めなければならないところが、私自身もあることを前提にしながらですけれども、成年後見人の問題と定住・移住の問題を先ほど少しお話ししてきたように、基本はやっぱり各市町村が自主的・独自に行うべきではなかるうかというふうな気がしてならないのです。これ一つ。いわゆる広域連携的な部分でというのはいかがなものかということで意見を述べます。

今の部分と関連して、スタートのときから何で反対してきたかといいますと、平成の大合併で残った町・村が対象であったわけですよ、定住自立圏構想に。これはある官僚、国会でちょっと暴言を吐いたのが今でも私の頭にあるのですけれども、平成の大合併に加わらなかった町・村はけしからんという答弁があります。それで、総務省、当時の自治省は、あからさまにこの定住自立圏構想はその対策だと言っているのですよ。そのために中心都市を設けて、その中心都市にお金を交付するという形なのだけれども、実態はなかなかこれ大変ですよ。だって、我がほうは我がほうで私に言わせると——我がほうというのは弘前市ですよ、独自にやねばまねごとがいっぱいあるのだもの。決してほかの市町村の面倒を見るまでの余裕、人的なものもないでしょう、ずばり言って。人件費の問題の議論というぐらいで。という部分が批判的にどうしても受けざるを得ないという部分があつて。

最後、三つ目に、やっぱりそういう点では、やっぱり地方自治体の原則の問題ですよ。やっぱり村であろうと町であろうと市であろうと、これは大小いろいろあったってそこに住む人たちが自主的につくっている自治体なものですから、やっぱり地方自治体の原則、自治体としての原則は、きちんと地方自治法を尊重してほしいと。これは国会レベル、国政レベル的な考え方になりますよ。そういう意味を含めて、私はこの地域でこういった定住自立での動きというのはいかがなものかということで当初から批判してきたと。

それで、もちろん、これは近隣の他市町村と、だからと言ってけんかする、仲間割れする、協力し合わないということではないと。これは必要なものはどんどんやらなくてはならないと。保育の問題とか、教育の問題とか、現にやっているわけであって。あえて定住自立という形をとらなくても、私は、自主的に地方自治は動くべきだということでもあります。

以上、討論といたします。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） このたびの議案に、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定は、中心市宣言を行った弘前市とそれに賛同した周辺市町村との間において相互に役割を分担して、医療や福祉、教育、産業振興などの事業を連携・協力して取り組むことにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものであり、平成23年度に協定を締結して以降、現在は使用済小型家電リサイクル事業等、20の事業において取り組みを進めております。

今回、議案として提出されております定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきましては、「生活機能の強化に係る政策分野」に「成年後見制度の広域対応」の取り組み、「結びつきやネットワーク強化に係る政策分野」に「移住・定住の促進」の取り組みをそれぞれ新たに追加し、弘前市と周辺市町村が相互に連携して人口定住のための暮らしに必要な諸機能の充実を図るとともに、自立のための経済基盤や地域の誇りを培い、魅力あふれる圏域を形成していくことを目的として進めようとしていることの趣旨については大いに理解できるものであります。

よって、議案第38号から議案第44号について賛成いたします。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第38号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第39号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第40号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（工藤光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（工藤光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第42号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（工藤光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第43号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（工藤光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第44号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（工藤光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時59分 散会】